別記様式（第十一条関係）

表

第　　号	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第63条第２項の立入検査をする職員の身分証明書	
	官　　職
	氏　　名
	年　月　日生
写　真	
	年　月　日発行
	内閣総理大臣　　印
（押出スタンプ）	

裏

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）

（報告の徴収等）

第63条　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第90条　第63条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

附　則

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

○内閣府令第五十七号

非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項添付書面欄イ中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十八条第１項」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第１項」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第五十八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百五十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引法等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二章　審判手続
第一節　総則（第一条の二十四―第十三条）
第二節　審判手続の開始（第十四条―第十七条）
第三節　審判における主張等及びその準備（第十八条―第三十条）
第四節　証拠
第一款　総則（第三十一条―第三十五条）
第二款　参考人審問（第三十六条―第四十八条）
第三款　被審人審問（第四十九条―第五十条）
第四款　証拠書類及び証拠物の取調べ（第五十一条―第五十三条）
第五款　鑑定（第五十四条―第五十八条）
第六款　立入検査（第五十九条―第六十一条の九）
第五節　決定（第六十条―第六十二条）
第六節　雑則（第六十二条の二）」

を

「第二章　審判
第一節　総則（第一条―第三十五条）
第二節　審判手続の開始（第三十六条―第四十八条）
第三節　審判における主張等及びその準備（第四十九条―第五十三条）
第四節　証拠
第一款　総則（第五十四条―第五十八条）
第二款　参考人審問（第五十九条―第六十一条）
第三款　被審人審問（第六十二条―第六十三条）
第四款　証拠書類及び証拠物の取調べ（第六十四条―第六十六条）
第五款　鑑定（第六十七条―第七十一条）
第六款　立入検査（第七十二条―第七十四条）
第五節　決定（第七十五条―第七十七条）
第六節　雑則（第七十八条）」

に改める。

手続
則（第一条の二十四―第十三条）
手続の開始（第十四条―第十七条）
における主張等及びその準備（第十八条―第三十条）
拠
則（第三十一条―第三十五条）
被審人審問（第三十六条―第四十八条）
証拠書類及び証拠物の取調べ（第四十九条―第五十条）
鑑定（第五十四条―第五十八条）
立入検査（第五十九条―第六十一条の九）
定（第六十条―第六十二条）
則（第六十二条の二）

」